

令和3年度第4回PTA・校名等部会 会議要旨

と き 令和3年12月14日（火）
ところ 役場1階 まなびの広場

※会議の主な内容は以下のとおり

事務局：定刻になったので、令和3年度第4回PTA・校名等部会を開始する旨を告げる。
(14:30 開始)

事務局：前回の部会で出された意見をもとに、PTA組織図（案）等の修正を行いました。
また、今回の部会までに再度各PTAで検討していただくこととなっていた事項について
ご意見がありましたら教えてください。

○北学園の校外生活委員については、地区の見直しを検討しています。北方小、北方西
小、北方中のPTAが集まって検討する会を近々設ける予定です。

○北方南小PTAの副会長は現在3名おり、3名でも大変であると聞いています。組織図
では2名となっており、それでは仕事が回らないと思われるので、4名としたいです。
1～9年で3名、もう1名は顧問と考えています。

○北学園の書記は3名でよいと思います。

○北方中学校PTAでは、副会長は1名でよいという意見でした。

○どの役員についても業務量に応じて役員人数を決めた方がよいと思います。役員のなり
手がいない中、人数を増やすとやっていただく人を探すのが難しくなると思います。

○南学園の役員人数も、現北方中PTAを含めて協議されるとよいと思います。

○学年委員会のブロックに合わせて役員を配置したほうがよいでしょうか。
⇒義務教育学校では、子どもの発達段階に応じて4-3-2で区切り、それぞれの期間を
1つのまとまりとして指導していくこととなります。今後、このブロックでの活動も増
えると思われるため学年委員会を設けました。

○北方中学校の会計は現在2名です。1名は主担当、もう1名は補佐で、この方が次年度
の主担当となります。ただこのシステムでは、2年縛りになってしまいます。
⇒これまでの部会の協議で、役員の任期は単年度を原則とし、複数年も可となっていたと
思います。

○北方中PTAでは、学級長と学年長が必要であるという意見でした。広報紙は残したいので、広報委員長は1名置いたほうがよいとのことでした。

○北方小PTAの広報委員は在校生の保護者ではない方がボランティアでやってくさっています。PTAが広報紙の作成をしなければいけないのであれば、広報紙は発行しなくてもよいという意見でした。

○北方南小PTA役員の免除規定は、現状、会長は1年で全子免除、会長以外は1年で1子免除、会長以外は2年で全子免除、各委員長は1年で1子免除となっているため、南学園PTAの役員免除規定も現状にあわせてほしいです。

○北学園PTAの役員免除規定は案どおりでよいです。

○外国籍の保護者には負担が大きいと思われるので、役員を免除できるようにした方がよいとの意見でした。

○「外国籍の保護者は免除する。」という文言は差別になると思います。特別な事情がある方に含まれるという考えでよいと思います。

○学園開校前に役員を経験し免除対象者になっている場合でも、学園開校後も免除対象者としますか。

⇒原則リセットとし、役員経験者については要相談としてはどうですか。

○北方小PTAでは、PTA会費を各校いくら残すのかに関わって、余剰金があれば、登下校時の安全確保のため、保護者がスマートフォンのアプリで子どもの位置情報を確認できるサービスを利用するための初期登録手数料をPTAで負担できたらと考えています。岐阜市にはそういった補助制度もありますので、北方町も検討していただけないでしょうか。

⇒検討します。

事務局：次週、各PTAの会計の方に集まっていただき、人数や管理の仕方を検討する会を開催しますので、そこでPTA会費についても協議したいと思います。これまでの意見を反映させた各学園のPTA規約等について、各学校を通じてPTAへお渡しします。これで概ね初期設定ができたと思いますので、それをもとに今後はPTAが主体となり、学校と連携して進めていってほしいと考えています。

○1月中に町連合PTAで今後の進め方等検討したいと思います。

事務局：本日の協議は以上とする。今年度のPTA・校名等部会は本日で最後とする。

(16:00 終了)